

参考資料・データ

1 ひたちなか市高齢者福祉計画推進会議設置要綱

制 定：平成 8 年 告示第 20 号

最終改正：平成 22 年告示第 39 号

(設置)

第 1 条 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の円滑な実施に資するため、ひたちなか市高齢者福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の事務を所掌し、市長に対して必要な事項を報告するものとする。

- (1) ひたちなか市高齢者福祉計画（以下「高齢者福祉計画」という。）及びひたちなか市介護保険事業計画（以下「介護保険計画」という。）の年次別整備計画の検討
- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険計画の実施状況の検討
- (3) 高齢者福祉計画及び介護保険計画の計画推進の課題の検討
- (4) 高齢者福祉計画及び介護保険計画方策の検討等
- (5) 高齢者福祉計画及び介護保険計画の見直し
- (6) 地域包括支援センターの設置及び運営等の検討
- (7) 地域密着型サービスの運営等の検討

(委員)

第 3 条 推進会議の委員は、別表に掲げる職にある者を市長が委嘱し、又は任命する。

(議長)

第 4 条 推進会議に議長を置き、各委員の互選とする。

- 2 議長は、推進会議を代表し、会務を掌理する。
- 3 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、議長が招集し、これを主催する。

- 2 会議には、議長が推進会議の運営に必要と判断する場合、委員以外の者を出席させることができる。

(地域包括支援センター運営部会)

第 7 条 地域包括支援センターの適正な設置及び運営を確保するため、推進会議に付属して地域包括支援センター運営部会（以下「センター部会」という。）を設置する。

- 2 センター部会の構成員は、委員の中から選出し、10 人以内とする。
- 3 センター部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域包括支援センターの設置等に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの運営及び評価に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの職員の確保等に関すること。
- (4) 地域における介護保険以外のサービスとの連携体制の構築等に関すること。
- (5) その他センター部会が必要と認める事項に関すること。

(地域密着型サービス運営部会)

第 8 条 地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、推進会議に付属して地域密着型サービス

運営部会（以下「サービス部会」という。）を設置する。

2 サービス部会の構成員は、委員の中から選出し、10人以内とする。

3 サービス部会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 地域密着型サービス費の額に関すること。

(2) 地域密着型サービスの指定に関すること。

(3) 地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準並びに事業の設備及び運営に関する基準に関すること。

(4) 地域密着型サービスの質の確保及び運営評価に関すること。

(5) その他サービス部会が必要と認める事項に関すること。

（事務局）

第9条 会議の事務局を福祉事務所高齢福祉課に置く。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

2 ひたちなか市高齢者福祉計画推進会議委員名簿

任期：平成20年4月1日～平成23年3月31日

平成23年12月7日～平成26年3月31日

No.	氏名	関係機関名	備考
1	小林 克巳 (議長)	ひたちなか市医師会	再任
2	色川 恒彦	ひたちなか市歯科医師会	再任
3	乾 守男	ひたちなか薬剤師会	再任
4	礮崎 浩憲	介護老人福祉施設代表	H20. 4. 1～H22. 3. 31
	伊藤 浩一		H22. 4. 1～
5	井上 宏司	介護老人保健施設代表	再任
6	松村 直道	常磐大学教授 (学識経験者)	再任
7	橋本 重雄 (副議長)	ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会	H20. 4. 1～H22. 11. 30
	神保 忠正 (副議長)		H22. 12. 1～
8	橋野 文二	ひたちなか市高齢者クラブ連合会	再任
9	飯田 不二次	ひたちなか市自治会連合会	H20. 4. 1～H21. 5. 11
	三ツ石 喜郎		H21. 5. 12～
10	新井 佳代子	ひたちなか市保健推進員連絡協議会	H20. 4. 1～H22. 5. 13
	藤咲 スエ子		H22. 5. 14～
11	菊池 大三	ひたちなか市社会福祉協議会	H20. 4. 1～H23. 3. 31
	谷口 かよ子		H23. 12. 7～
12	安 壽文	ひたちなか市シルバー人材センター	再任
13	星 健三	日本労働組合総連合会茨城連合会常陸野地域協議会	H20. 4. 1～H20. 8. 25
	和田 浩美		H20. 8. 25～H21. 11. 25
	打越 秋一		H21. 11. 26～
14	根本 美貴	ひたちなか介護支援専門員協会	再任

3 策定の経過

年 月 日	内 容
平成 23 年 2 月 16 日 場所：ヘルスケアセンタ ー3 階会議室	平成 22 年度第 1 回 ひたちなか市高齢者福祉計画推進会議 (1) 第 5 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（平成 24 年度～平成 26 年度）の策定スケジュール(案)について (2) 第 5 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（平成 24 年度～平成 26 年度）に係るアンケート調査（日常生活圏域ニーズ調査）について (3) その他
平成 23 年 9 月 11 日 ～平成 23 年 9 月 30 日	日常生活ニーズ調査の実施 ・調査対象者数 4,500 名 ・有効回答者数 3,052 名
平成 23 年 12 月 7 日 場所：企業合同庁舎 2 階 大会議室	平成 23 年度第 1 回 ひたちなか市高齢者福祉計画推進会議 (1) 日常生活ニーズ調査について (2) 第 5 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画素案について
平成 23 年 12 月 26 日 ～平成 24 年 1 月 24 日	パブリック・コメント実施
平成 24 年 2 月 15 日 場所：ヘルスケアセンタ ー3 階視聴覚室	平成 23 年度第 2 回 ひたちなか市高齢者福祉計画推進会議 (1) パブリック・コメントの結果について (2) 第 5 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画案について
平成 24 年 2 月 27 日 場所：企業合同庁舎 2 階 大会議室	3 月定例庁議 第 5 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の庁議報告

4 市内の老人福祉施設等一覧

(1) 老人福祉センター等

施設名称	設置主体	規模・構造等	所在地・電話	開設年月日
老人福祉センター 馬渡荘	ひたちなか市	鉄筋コンクリート造・平屋建 1,206.65㎡	馬渡 2187-2 272-9671	昭和46年5月1日
老人福祉センター 大島荘	ひたちなか市	総合福祉センターに併設 774.00㎡	西大島 3-16-1 272-3301	昭和61年10月25日
老人福祉センター 高場荘	ひたちなか市	高場老人デイサービスセ ンターに併設 607.18㎡	高場 594-2 285-8422	平成5年4月7日
老人福祉センター みなと荘	ひたちなか市	那珂湊総合福祉センター に併設 365.00㎡	南神敷台 17-6 262-5128	平成7年11月1日
老人福祉センター 金上荘	ひたちなか市	金上ふれあいセンターに 併設 764.60㎡	金上 562-1 354-4163	平成12年3月1日
津田老人いこいの 家	ひたちなか市	木造（一部鉄骨）・平屋建 302.94㎡	津田 2731-2 275-8818	平成9年9月3日

(2) 総合福祉センター等

施設名称	設置主体	規模・構造等	所在地・電話	開設年月日
総合福祉センター	ひたちなか市	鉄筋コンクリート造・3階建 4,555.10㎡	西大島 3-16-1 274-3241	昭和61年10月25日
那珂湊総合福祉セ ンター	ひたちなか市	鉄筋コンクリート造・2階建 4,163.60㎡	南神敷台 17-6 262-5775	平成7年11月1日
金上ふれあいセン ター	ひたちなか市	鉄筋コンクリート造・2階建 2,275.10㎡	金上 562-1 354-4170	平成12年3月2日
市毛ハーモニーセ ンター	ひたちなか市	鉄筋コンクリート造・平屋建 510.00㎡	市毛 847-56 275-2943	平成6年1月4日

(3) 地域包括支援センター

施設名称	設置主体	所在地・電話	開設年月日
ひたちなか市西部地域包括支援センター	(福)北養会	津田 2093-1 276-0655	平成19年4月1日
ひたちなか市南部地域包括支援センター	(福)社協	金上 562-1 354-5221	平成19年4月1日
ひたちなか市東部地域包括支援センター	(福)克仁会	烏ヶ台 11835-2 264-1501	平成22年4月1日

(4) 在宅介護支援センター

施設名称	設置主体	型式	所在地・電話	開設年月日
在宅介護支援センター サンフラワーひたちなか	(福)孝友会	地域型	長砂 633-1 285-9288	平成11年10月1日
在宅介護支援センター いくり苑	(福)新世会	地域型	磯崎町 4555-1 264-2880	平成13年10月15日
在宅介護支援センター たびこ	(医)いばらき会	地域型	田彦 1390-7 275-7311	平成14年10月1日
在宅介護支援センター はまぎくの里	(福)桂雄会	地域型	中根 952-1 273-4165	平成15年11月1日
在宅介護支援センター さわの森	(福)森田記念会	地域型	高野 2448 354-3711	平成18年9月1日

(5) 養護老人ホーム

施設名称	設置主体	規模・構造等	定員	所在地・電話	開設年月日
北勝園みなと館	(福)北養会	鉄筋コンクリート造・2階 建 1,515.83㎡	60名	新堤 10791-2 262-3042	昭和33年8月1日 (開設) 平成20年4月1日 (市から民間譲渡)

5 日常生活圏域ニーズ調査書

市民の皆様へ

平成 23 年 9 月

ひたちなか市

このたびの東日本大震災において被災された皆様に対しまして、心より
お見舞い申し上げます。

また、日頃から高齢者福祉・介護保険事業にご理解・ご協力を賜り厚く
御礼申し上げます。

さて、本市では「元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり」を
目指し、「ひたちなか市高齢者福祉・介護保険事業計画（しあわせプラン 21）」
に基づいて高齢者の福祉や介護保険事業を推進しております。

このたび、「第 5 期計画ひたちなか市高齢者福祉・介護保険事業計画（平成
24 年度から平成 26 年度まで）」の策定の参考資料として活用させていただく
ため、65 歳以上の方（無作為に抽出した 4,500 名）を対象に調査を実施する
ことといたしました。つきましては、下記の「回答にあたってのお願い」を
ご一読のうえ、調査票にご回答をお願いいたします。

なお、皆様よりいただいたご回答は統計的に処理し、個人のお名前や回答が
わかることはありませんので、調査の趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くだ
さいますよう重ねてお願いいたします。

《回答にあたってのお願い》

- 1 各設問をお読みいただき、当てはまる番号に○をつけてください。（この調査票
に直接記入してください。）なお、設問によって「ひとつに○」、「該当するもの
すべてに○」など、○をつける数が異なりますのでご注意ください。
- 2 この調査票は、ご本人にお答えいただきますが、ご本人による記入が難しい場合は、
ご家族等にお手伝いいただくか、本人のご意見を聞いたうえでご記入ください。
- 3 ご回答いただきました調査票は、9月30日（金）までに同封の返信用封筒にて
返送してください。（切手は不要です。）

この調査に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

ひたちなか市福祉部福祉事務所高齢福祉課
電話：029-273-0111 内1133

調査票のご記入の前に、次の質問についてお答えください

問1 この調査票を記入される方はどなたですか。○をつけてください。

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1. あて名のご本人 | 2. 配偶者 |
| 3. 息子・娘 | 4. 息子・娘の配偶者 |
| 5. ヘルパー・ケアマネジャー | 6. その他 () |

注：高齢者本人のお答えを代筆により記入される場合は、「1. あて名のご本人」に○をつけてください。

問2 あなたのことについて（封筒の宛名の方）お聞きします。

問2-1 年齢	1. 65～69歳	2. 70～74歳
	3. 75～79歳	4. 80～84歳
	5. 85歳以上	
問2-2 性別	1. 男	2. 女
問2-3 お住まいの地域	1. 勝田第一中学校区域	2. 勝田第二中学校区域
	3. 勝田第三中学校区域	4. 佐野中学校区域
	5. 大島中学校区域	6. 田彦中学校区域
	7. 那珂湊中学校区域	8. 平磯中・阿字ヶ浦中学校区域
	9. わからない（町名等： ）	

質問の該当する答えの番号に○をつけ、数字記入欄は数字を記入してください。

設問1

あなたのご家族や生活状況について

問1 家族構成をお教えてください（○は1つ）

1. ひとり暮らし
2. 家族等と同居（二世帯住宅を含む） → 【 「2」を選択した方にお聞きします 】
3. その他（施設入所など）

問1-1 ご自分を含めて何人で暮らしていますか

□ 人

問1-2 同居されている方はどなたですか

- | | |
|-------------|---------|
| 1. 配偶者 | 2. 息子・娘 |
| 3. 息子・娘の配偶者 | 4. 孫 |
| 5. 兄弟・姉妹 | 6. その他 |

問1-3 日中1人になることがありますか

- | | | |
|---------|----------|-------|
| 1. よくある | 2. たまにある | 3. ない |
|---------|----------|-------|

問2 あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

- 1. 介護・介助は必要ない
- 2. 現在、何らかの介護・介助を受けている

(要介護認定等を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む)

▶ **【「2」を選択した方にお聞きします】**

問2-1 主にどなたの介護・介助を受けていますか (○は1つ)

- 1. 配偶者 (夫・妻)
- 2. 息子
- 3. 娘
- 4. 子の配偶者
- 5. 孫
- 6. 兄弟・姉妹
- 7. その他 ()
- 8. 介護保険居宅サービス事業者 (ホームヘルパーなど)
- 9. 介護保険施設職員

問2-2 主に介護・介助している家族の方の年齢は、次のどれですか

- 1. 44歳未満
- 2. 44～54歳
- 3. 55～64歳
- 4. 65～74歳
- 5. 75～84歳
- 6. 85歳以上

- 3. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない

▶ **【「3」を選択した方にお聞きします】**

- 理由:**
- 1. 経済的理由
 - 2. 人との関わりが煩わしい
 - 3. 介護保険制度や手続きがよく分からない
 - 4. その他 ()

【問2で「2」または「3」を選択した方にお聞きします】

問3 介護・介助が必要になった主な原因はなんですか (該当する番号すべてに○をつけてください)

- 1. 脳卒中 (脳出血・脳梗塞等)
- 2. 心臓病
- 3. がん (悪性新生物)
- 4. 呼吸器の病気 (肺気腫・肺炎等)
- 5. 関節の病気 (リウマチ等)
- 6. 認知症 (アルツハイマー病等)
- 7. パーキンソン病
- 8. 糖尿病
- 9. 視覚・聴覚障がい
- 10. 骨折・転倒
- 11. 脊椎損傷
- 12. 高齢による衰弱
- 13. その他 ()
- 14. 不明

問4 年金の種類は次のどれですか (該当する番号すべてに○をつけてください)

- 1. 国民年金
- 2. 厚生年金
- 3. 企業年金
- 4. 共済年金
- 5. 年金なし
- 6. その他 ()

問5 現在、仕事をして収入を得ていますか (○は1つ)

- 1. はい
- 2. いいえ

問6 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか (○は1つ)

- 1. ゆとりがある
- 2. ややゆとりがある
- 3. どちらともいえない
- 4. やや苦しい
- 5. 苦しい

問7 お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか

- 1. 一戸建て
- 2. 集合住宅

問8 お住まいは、次のどれにあたりますか (○は1つ)

- 1. 持家
- 2. 民間賃貸住宅 (アパート、借家など)
- 3. 公営賃貸住宅 (県営、市営など)
- 4. その他

問9 お住まい（主に生活する部屋）は2階以上にありますか

1. はい → お住まいにエレベーターは設置されていますか → 1. はい 2. いいえ
2. いいえ

設問2

運動・閉じこもりについて

問1 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか 1. はい 2. いいえ

問2 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか 1. はい 2. いいえ

問3 15分間位続けて歩いていますか 1. はい 2. いいえ

問4 5m以上歩けますか 1. はい 2. いいえ

問5 週に1回以上は外出していますか 1. はい 2. いいえ

問6 昨年と比べて外出の回数が減っていますか 1. はい 2. いいえ

問7 外出を控えていますか

1. はい → 外出を控えている理由は、次のどれですか（該当する番号すべてに○をつけてください）

2. いいえ

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 病気 | 2. 障がい（脳卒中の後遺症など） |
| 3. 足腰などの痛み | 4. トイレの心配（失禁など） |
| 5. 耳の障害（聞こえの問題など） | 6. 目の障がい |
| 7. 外での楽しみがない | 8. 経済的に出られない |
| 9. その他（ ） | |

問8 買物、散歩などで外出する頻度はどのくらいですか（○はそれぞれ1つ）

A) 買物… 1. ほぼ毎日 2. 週4～5日 3. 週2～3日 4. 週1日 5. 週1日未満
6. 外出しない

B) 散歩や趣味活動… 1. ほぼ毎日 2. 週4～5日 3. 週2～3日 4. 週1日 5. 週1日未満
6. 外出しない

C) 仕事やボランティア活動… 1. ほぼ毎日 2. 週4～5日 3. 週2～3日 4. 週1日
5. 週1日未満 6. 外出しない

問9 外出する際の移動手段は何ですか（該当する番号すべてに○をつけてください）

- | | | | |
|------------------|----------|------------------|---------------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車 | 3. バイク | 4. 自動車（自分で運転） |
| 5. 自動車（人に乗せてもらう） | 6. 電車 | 7. 路線バス・コミュニティバス | |
| 8. 病院や施設のバス | 9. 車いす | 10. 電動車いす（カート） | |
| 11. 歩行器・シルバーカー | 12. タクシー | | |
| 13. その他（ ） | | | |

設問3

転倒予防について

問1 この一年間に転んだことはありますか 1. はい 2. いいえ

問2 転倒に対する不安は大きいですか 1. はい 2. いいえ

問3	背中が丸くなってきましたか	1. はい	2. いいえ
問4	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	1. はい	2. いいえ
問5	杖を使っていますか	1. はい	2. いいえ

設問4	口腔・栄養について		
問1	6か月間で2～3kg以上の体重の減少がありましたか	1. はい	2. いいえ
問2	身長 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> cm 体重 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> kg		
問3	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	2. いいえ
問4	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	2. いいえ
問5	口の渇きが気になりますか	1. はい	2. いいえ
問6	歯みがき（人にやってもらう場合も含む）を毎日していますか	1. はい	2. いいえ
問7	定期的に歯科受診（健診を含む）をしていますか	1. はい	2. いいえ
問8	入れ歯を使用していますか		
	1. <u>はい</u> →	ア) かみ合わせは良いですか	1. はい 2. いいえ
	2. いいえ	イ) 毎日入れ歯の手入れをしていますか	1. はい 2. いいえ

設問5	記憶や判断力について		
問1	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	2. いいえ
問2	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	1. はい	2. いいえ
問3	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	2. いいえ
問4	5分前のことが思い出せますか	1. はい	2. いいえ
問5	その日の活動（食事をする、衣服を選ぶなど）を自分で判断できますか		
	1. 困難なくできる		
	2. いくらか困難であるが、できる		
	3. 判断するとき、他人からの合図や見守りが必要		
	4. ほとんど判断できない		

問6 人に自分の考えをうまく伝えられますか

1. 伝えられる
2. いくらか困難であるが、伝えられる
3. あまり伝えられない
4. ほとんど伝えられない

設問6**日常生活について****問1 バスや電車で一人で外出していますか（自家用車で外出も可）**

1. できるし、している
2. できるけれどしていない
3. できない

問2 日用品の買物をしていますか

1. できるし、している
2. できるけれどしていない
3. できない

問3 請求書の支払いをしていますか

1. できるし、している
2. できるけれどしていない
3. できない

問4 預貯金の出し入れをしていますか

1. できるし、している
2. できるけれどしていない
3. できない

問5 食事は自分で食べられますか

1. できる
2. 一部介助（おかずを切ってもらうなど）があればできる
3. できない

問6 寝床に入るとき、何らかの介助を受けますか

1. 受けない
2. 一部介助があればできる
3. 全面的な介助が必要

問7 座っていることができますか（畳、椅子どちらでも可）

1. できる
2. 背もたれなどの支えが必要
3. できない

問8 自分で洗面や歯磨きができますか

1. できる
2. 一部介助があればできる
3. できない

問9 自分でトイレができますか

1. できる
2. 一部介助があればできる
3. できない

問10 自分で入浴ができますか

1. できる
2. 一部介助があればできる
3. できない

問11 自分で着替えができますか

1. できる
2. 一部介助があればできる
3. できない

設問7**社会参加について****問1 年金などの書類（役所や病院などに出す書類）が書けますか**

1. はい
2. いいえ

問2 新聞を読んでいますか

1. はい
2. いいえ

問3 本や雑誌を読んでいますか

1. はい
2. いいえ

問4 健康についての新聞記事やテレビ番組等に関心がありますか

1. はい
2. いいえ

問5 友人の家を訪ねていますか

1. はい
2. いいえ

問6 家族や友人の相談にのっていますか

1. はい
2. いいえ

6 用語解説

あ行

「アセスメント」

個人の状態像を理解し、必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を調べること。

「IADL」(Instrumental Activities of Daily Living)

手段的日常生活動作の意味で、電話の使い方、買物、家事、移動や外出、金銭管理など、高次な生活機能の水準を測定するもので、在宅生活の可能性を検討する場合、重要な指標になるとされている。

「NPO」(Nonprofit Organization)

民間性、非営利性、組織性がある市民活動団体のこと。NPO法（特定非営利活動促進法）により、非営利活動を行う法人格を取得した団体をいう。

か行

「介護保険制度」

平成12年4月から始まった、介護を公的に支えるための保険制度のことで、65歳以上全員と、40歳から64歳までの医療保険加入者が対象になる。介護保険制度は介護や支援が必要になった場合（要介護・要支援状態）、状況に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合的に受けられる制度であり、サービスを受けるには、要介護認定が必要。また、サービス費の1割は、利用者の負担（サービス利用料）になる。

「居宅サービス」

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売、住宅改修等のサービスのこと。

「緊急通報システム」

70歳以上のひとり暮らしで、要介護の認定を受けている方または緊急性の疾病を持っている方で援護が必要な場合、ペンダント型無線発信機を含む端末機により、緊急時に消防本部に通報できる機器システムのこと。生活の安全確保を図ると同時に、孤独感、不安感の解消を図る。

「介護支援専門員」(ケアマネジャー)

介護保険のサービス利用者などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態を考慮して、ケアプランを立て、適切な居宅または施設のサービスが利用できるように、市町村、サービス事業者、介護保険施設等と連絡調整を行う者のこと。

「ケアハウス」

60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下があり、独立して生活するには不安があるが、家族による援助困難な人が対象の施設のこと。無料又は低額な料金で、日常生活上必要な便宜を供与する。

「ケアプラン」(介護サービス計画)

要介護認定を受けた人に対し、ケアマネジャー等がそれぞれの心身の状態を考慮して、サービスの種類や内容等、どのような介護を受けるかを定める計画のこと。要支援者は地域包括支援センターの保健師等が、要介護者は居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、それぞれケアプランを作成する。

「超高齢社会」

超高齢社会とは、全人口の中に占める65歳以上人口の割合が21%を超えた状態を言う。また、全人口の中に占める65歳以上の人口の割合が14%を超えた状態を高齢社会言う。

「高齢者虐待」

高齢者の心や身体に傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪う行為。身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待・介護世話の放棄、放任がある。

「高齢者世話付住宅」(シルバーハウジング)

原則として、単身高齢者、高齢者世帯を入居対象者とし、一定のサービスを提供するため、30名に1名の生活援助員(LSA:ライフサポート・アドバイザー)が配置され、高齢者向けの設備・構造を有し、かつ、緊急通報システムが組み込まれた集合住宅のこと。

「コミュニティバス」

路線バス等が運行されていない地域に、市が支援して運行させる乗合バスのこと。

さ行

「サービス付き高齢者向け住宅」

医療・介護・住宅が連携し安心できる住まいの供給を促進するため、高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホーム等について、入居者の保護と供給促進の観点から、高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正され創設された。床面積や提供されるサービスに登録基準等があり、登録・指導・監督は都道府県知事が行う。

「在宅介護支援センター」

在宅で高齢者を介護する人の介護に関する総合的な相談を受け、ニーズに合った保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう、市町村、関係機関との連絡調整を行うセンターのこと。

「作業療法士」(Occupational Therapist:OT)

医師の指示のもとに身体または精神に障害のある人に対して手工芸やその他の作業で応用動作能力や社会適応能力の改善、回復を図る専門家のこと。

「施設サービス」

介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の各サービスのこと。その他、介護保険外の施設サービスとして、養護老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウスなどがある。

「小地域ネットワーク」

ひとり暮らし高齢者が安心して生活できるように、日々の見守りを中心に病気などの緊急時の対応、日常的な相談相手となる協力員を地域社会の中で組織すること。

「シルバー人材センター」

「高齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づいて、市区町村ごとに設置されている営利を目的としない公益法人(社団法人)のこと。健康で働く意欲のある高齢者の方々が会員となり、地域の公共団体や民間企業、家庭等から仕事を引き受け、働くことを通して社会に参加することを目的としている。

「成年後見制度」

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等で、主として意思能力が十分でない方を対象としてその方の財産が本人の意思に即して保全活用され、また日常生活の場面において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活での援助をする制度のこと。

た行

「地域ケアシステム」

在宅の介護や生活支援を必要とする方々に対して、一人ひとりに最も適するように福祉・保険・医療サービスを組み合わせ提供する仕組みのこと。市役所・町村役場や市町村社会福祉協議会に設置された「ケアセンター」において、専門の職員(地域ケアコーディネーター)が、在宅のサービスについてのさまざまな相談に応じるとともに、必要なサービスを提供するために福祉・保健・医療機関との総合的な調整を行う。

「地域密着型サービス」

要介護者の住みなれた地域での生活を24時間体制で支えるという観点から、要介護者の日常生活圏域内に、サービス提供の拠点が確保されるサービス（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護など6種類）のこと。

「地域支援事業」

被保険者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する事業のこと。①介護予防事業②包括的支援事業③任意事業がある。

「地域包括支援センター」

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域支援事業のうち、包括的支援事業として①介護予防ケアマネジメント業務②総合相談支援業務③権利擁護業務④包括的・継続的マネジメント業務を一体的に実施する役割を担う中核拠点として設置されるセンターのこと。

「二次予防事業対象者」

要介護状態等となるおそれの高い生活機能の低下が認められる、65歳以上の者のこと。

な行

「日常生活圏域」

住民が日常生活を営む地域として、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件等を総合的に勘案して設定し、それに基づいて均衡のとれた介護サービスなどが提供されるようにしていく。設定の例としては、コミュニティ地域、小中学校区域、旧行政単位などがある。

「認知症」

脳に何らかの原因で障害が起き、脳の機能が低下することで、日常生活がうまく行えなくなる脳の病気のこと。主な症状としては、記憶障害や見当識障害、判断力の低下などがある。

「認知症サポーター」

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する者のこと。厚生労働省では、認知症サポーターを全国で100万人養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指しており、認知症アドバイザーが、認知症サポーターの養成講座を開講している。

は行

「常陸太田・ひたちなか高齢者福祉圏域」

常陸太田市、ひたちなか市、那珂市、常陸大宮市、大子町、東海村の4市1町1村により構成されている圏域のこと。「高齢者福祉圏域」は、老人福祉法第20条の9に基づき、福祉と保健・医療の連携を図りながら、高齢者の生活実態に応じた総合的サービスが提供できるよう、茨城県保健医療計画（第5次）の二次保健医療圏と一致するよう設定される。

「バリアフリー」

広義では健常者を含むすべての人々に対して、行動などに障壁がない状態を指すが、一般的には、高齢者や何らかの障害がある人が行動しやすいように、建造物や移動手段に関する障壁が取り除かれる状態を意味する。

「ホームヘルパー」

介護保険サービスの「訪問介護」を担う職種で、身体的・精神的に日常生活を送るのに支障のある高齢者や障害者に、その生活面でのサポートを行うために利用者の家庭に訪問し、サービスを提供する者のこと。

「ボランティア」

社会福祉において、無償性・善意性・自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕のこと。

や行

「ユニバーサルデザイン」

すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすること。すべての人のためのデザインという意味。

「要介護度」

要介護状態を介護の必要の程度に応じて定めた区分のこと。何らかの支援を要すが、状態の軽減等が期待できる「要支援1・2」と、部分的介護を要する状態から最重度の介護を要する状態まで、「要介護1」～「要介護5」の7区分になっている。

「要介護認定」

介護給付を受けようとする被保険者の申請によって、要介護者に該当するかどうか、また、該当した場合は要介護度について、全国一律の客観的な方法基準に従って市町村が行う認定のこと。認定によって介護保険の給付の量が決定するという点で、極めて重要な手続きであるため、公平かつ公正に実施されなければならない。

「養護老人ホーム」

65歳以上の高齢者であり、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が入所する施設のこと。「環境上の理由」とは、現在置かれている環境の下では、在宅において生活することが困難な場合を指し、「経済的理由」とは、本人の属する世帯が生活保護を受けているか、市民税の所得割を課されていない場合等を指す。

ら行

「理学療法士」(Physical Therapist:PT)

病気や外傷などによって身体に障害が生じた人の基本的動作能力の回復を図るため、運動療法や物理療法などの治療を施すリハビリテーション医療の専門家のこと。

「老研式活動能力指標」

社会的な生活機能を測る指標で、東京都健康長寿医療センター（旧東京老人総合研究所）が作成したもの。

「老人いこいの家」

老人福祉センターより小規模であるが、60歳以上の高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を供与する施設のこと。

「老人福祉センター」

地域の高齢者に対して、健康の増進、教育の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与する施設のこと。老人福祉センターは、標準的機能を持つ老人福祉センター(A型)、保健関係部門の機能を強化し、健康づくりの活動の場として利用できる老人福祉センター(特A型)及び、老人福祉センター(A型)の機能を補完するための事業を行う、老人福祉センター(B型)の3種類がある。

